

墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

区民ニーズの高い放課後等の時間帯について、より効率的な学校施設の貸出しを行うため、学校施設の貸出区分を細分化し、新たな貸出区分を次のとおり設ける。

区 分	使用料							
	午 前	午後1	午後2	午後3	午後4	夜間1	夜間2	
	午前9時から正 午まで	正午から午後3 時まで	午後3時から午 後6時まで	午後4時から午 後6時まで	午後5時から午 後7時まで	午後6時から午 後9時まで	午後7時から午 後9時まで	
屋内運動場	990円	990円	990円	660円	850円	1,560円	1,040円	
教室（1教 室につき）	240円	240円	240円	160円	250円	510円	340円	
校庭	600円	600円	600円	400円	540円	1,020円	680円	
集会 施設	大	3,060円	3,060円	3,060円	2,040円	2,180円	3,480円	2,320円
	小	600円	600円	600円	400円	430円	690円	460円
柔道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	
剣道場	1,320円	1,320円	1,320円	880円	1,000円	1,680円	1,120円	

※ 太枠内が追加する貸出区分

2 施行期日

令和5年4月1日